

(1) データ公開の取扱い

公開者 公開レベル	協議会	データ保有者
完全公開	○プラットフォームでデータそのものを公開	○データ保有者が自身のHPでデータそのものを公開
	① ・データ保有者は協議会にデータそのものを提供 ・協議会はプラットフォームでデータそのものを公開	② ・データ保有者が自身のHPでデータそのものを公開 ・データ保有者は協議会に公開・更新した旨連絡 ・協議会はプラットフォームにリンクを貼付、公開・更新日を記載
公開 (要申請)	○協議会がデータを保有し、プラットフォームで一覧 (データ項目リスト) を公開 ○申請に応じて協議会がデータそのものを開示	○データ保有者がデータを保有し、プラットフォームで一覧 (データ項目リスト) を公開 ○申請に応じてデータ保有者がデータそのものを開示
	③ ・データ保有者は協議会にデータそのものを提供 ・協議会は一覧(データ項目リスト)を作成・公開 ・データ利用希望者(制限なし)は協議会にデータ利用を申請 ・協議会は希望者に対しデータそのものを開示	④ ・データ保有者は協議会に一覧(データ項目リスト)を提供 ・協議会は一覧(データ項目リスト)を公開 ・データ利用希望者(制限なし)は協議会にデータ利用を申請 ・協議会はデータ保有者に開示を依頼し、データ保有者が希望者に対しデータを開示
対象者限定 (要審査)	○協議会がデータを保有し、プラットフォームで一覧 (データ項目リスト) を公開 ○特定者からの申請に応じて協議会がデータそのものを開示	○データ保有者がデータを保有し、プラットフォームで一覧 (データ項目リスト) を公開 ○特定者からの申請に応じてデータ保有者がデータそのものを開示
	⑤ ・データ保有者は協議会にデータそのものを提供 ・協議会は一覧(データ項目リスト)を作成・公開 ・データ利用希望者(特定者)は協議会にデータ利用を申請 ・協議会は希望者が特定者に該当するか、二次利用ルールを順守する者か等を審査 ・協議会は審査通過後、希望者に対しデータそのものを開示	⑥ ・データ保有者は協議会に一覧(データ項目リスト)を提供 ・協議会は一覧(データ項目リスト)を公開 ・データ利用希望者(特定者)は協議会にデータ利用を申請 ・協議会は希望者が特定者に該当するか、二次利用ルールを順守する者か等を審査 ・協議会は審査通過後、データ保有者に開示を依頼し、データ保有者が希望者に対しデータそのものを開示

<ポイント> 利用申請の受付及び審査は協議会が行う

※上段：公開(開示)方法、下段：公開の手順

データの一覧提供、更新頻度はデータ(保有者)の実情に応じて予め設定

(2) データ公開の取扱いごとのデータ例示

- ① 施設一覧(病院、福祉、学校等)、山形県観光者数調査、GTFS-JP
- ② 県立病院一覧、福祉輸送運送事業者情報、山形県学校名鑑、大規模小売店立地法に基づく届出
- ③ 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業報告書・輸送実績報告書(一覧)
- ④ GTFS-RT、ETC2.0
- ⑤ 各施設の利用実態(通院者、通所者、観光施設利用者等の居住地)、一般乗合旅客自動車運送事業者の事業報告書・輸送実績報告書(個票)
- ⑥ ICカード利用実績